

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業生産性向上促進事業費補助	①目的 中小企業を取り巻く環境は物価高騰、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。そうした中、生産性向上に向けた取組を支援し、「稼ぐ力」の安定・強化を図ることで、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の実現を目指す。 ②生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等 ③(積算) ・補助金 4,145,000千円 (補助金内訳) 一般枠@3,000千円×1,100件=3,300,000千円 グループ化支援枠 40,000千円×20=800,000千円 創業者成長支援枠 3,000千円×15=45,000千円 ・フォローアップ 27,361千円 ・委託費 336,471千円 ・事務費 17,671千円 (事務費内訳) 非常勤職員雇用に関する費用 13,767千円 その他(複写費、消耗品費、郵便料等) 3,904千円 合計 4,526,503千円 (財源) 一般財源 606,429千円 臨時交付金 3,920,000千円 労働保険料立替収入 74千円 ④事業主体 県内に事業所を構える中小企業者等	R8.4	R9.3
2	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業承継事業費補助	全体事業費50,000千円 ①物価高騰や深刻な人手不足など厳しい事業環境を乗り越えるために行われる第三者等への事業承継を促進するために、譲渡者において常時使用していた従業員の雇用の維持や事業承継に係る費用を補助し、廃業等による経営資源の喪失防止を図る。譲渡者においては事業承継により廃業コストの回避、債務負担の軽減となる。また、譲渡者の新たな事業展開等の機会につなげる。 ②譲渡者において常時使用していた従業員を事業承継後も引き続き県内で雇用する場合の従業員の人件費(基本給)を補助する。また、認定支援機関、税理士等の国家資格の有資格者やM&A支援機関などの専門家等と連携して事業承継に取り組む際に係るDD費用や株価算定などの費用を補助する。 (専門家との連携する対象経費例) ・FA・仲介費用、企業価値・株価算定費用、DD費用、契約書作成費用等 ・親族承継を目的とした株価算定に係る取組 ③負担割合 県1/2(小規模事業者は2/3) (積算) 補助上限額1,000千円×48件=48,000千円(第三者承継) 補助上限額 200千円×10件= 2,000千円(親族承継) ④中小企業者 事業承継に係る譲受者(買い手支援)、譲渡者(売り手支援)	R8.4	R9.3